

徳島県告示九十七号

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成十七年徳島県条例第七十四号）第十二条第二項の規定に基づき、障がい者交流センター及び障がい者スポーツセンターの利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額

その一

交流センター	区分	利用料金の額		
		午前 〔午前九時から 正午まで〕	午後 〔午後一時から 午後五時まで〕	夜間 〔午後六時から 午後九時まで〕
交流センター	研修室	九、三二〇円	一一、三六〇円	五、六〇〇円
	会議室	一、六七〇円	二、二〇〇円	九九〇円
	調理実習室	一、九九〇円	二、六一〇円	一、一五〇円
	プレイルーム	七三〇円	九四〇円	四一〇円
	アートワークルーム	二、九三〇円	三、八七〇円	一、七二〇円
	OA研修室	五、二三〇円	六、九一〇円	三、〇九〇円
	体育館	六、五二〇円	八、一六〇円	七、八六〇円
	スポーツセンター			

その二

交流センター	区分	基本料金		超過料金
		小学校の児童及びこれに準ずる者	中学校の生徒及びこれ	
交流センター	盲人卓球室	五二〇円	五二〇円	二六〇円
		五二〇円	五二〇円	二五〇円
スポーツセンター	温水プール	三二〇円	三二〇円	一五〇円
				二五〇円

に準ずる者		その他の者（学齢に達しない者を除く。）	六二〇円
			三〇〇円

その三

スポーツセンター		区分		利用料金の額	
トレーニング室					
中学校の生徒及びこれに準ずる者		一回当たり		四一〇円	
その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。）		一回当たり		五二〇円	

その四

スポーツセンター		区分		利用料金の額	
トレーニング室回数券（利用十一回分）		温水プール回数券（利用十一回分）			
中学校の生徒及びこれに準ずる者		小学校の児童及びこれに準ずる者		三、一〇〇円	
その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。）		中学校の生徒及びこれに準ずる者		五、二〇〇円	
		その他の者（学齢に達しない者を除く。）		六、二〇〇円	
		中学校の生徒及びこれに準ずる者		四、一〇〇円	
		その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。）		五、二〇〇円	
		中学校の生徒及びこれに準ずる者		七四〇円	

温水プール及びト レーニング室共通 利用券	その他の者（小学校の 児童及びこれに準ずる 者並びに学齢に達しな い者を除く。）	九〇〇円
-----------------------------	---	------

備考

- 1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金を加えて得た額とする。
- 2 研修室及び体育館の床面積の二分の一以下を利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額とする。
- 3 その二の表において「基本料金」とは入場した時から二時間までの利用についての利用料金の額をいい、「超過料金」とは当該二時間を超える時間に係る利用についての一時間ごとの利用料金の額をいう。この場合において、当該超えた時間に一時間未満の端数が生じたときは、当該端数は一時間として計算する。
- 4 その二の表において、入場及び退場をともにする二十人以上の集団であつて引率者のあるものが利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額に百分の八十を乗じて得た額とする。
- 5 その二の表において、午後六時から午後九時までの間に盲人卓球室を利用する場合の利用料金の額は、この表、前二項及び第七項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は前二項若しくは第七項の規定により算出した利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 6 その二の表において、温水プールを専用して利用する場合の利用料金の額は、同表、第三項及び第四項の規定により算出した額に一コース一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき千二十円を加算して得た額とする。この場合において、当該コースを二人以上の者が専用して利用するときの当該加算に係る額の計算については、これらの者を一人とみなしてするものとする。
- 7 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表及び前各項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は前各項の規定により算出した利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

二 用具の利用料金の額
その一

区分	単位 (一回につき)	利用料金の額
ビデオプロジェクター	一台	五、〇二〇円

スポーツセンター								交流センター										
花台	司会者台	演台	ワイヤレスマイク (タイピン型)	ワイヤレスマイク	マイク	コンパクトディスクプレーヤー	ミニディスクプレーヤー	展示用パネル	花台	司会者台	演台	ワイヤレスマイク (タイピン型)	ワイヤレスマイク	マイク	コンパクトディスクプレーヤー	デジタルビデオディスクプレーヤー	ビデオ再生装置	移動式ビデオプロジェクター
一台	一台	一台	一本	一本	一本	一式	一式	一枚	一台	一台	一台	一本	一本	一本	一式	一式	一式	一台
三二〇円	三二〇円	七三〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	七三〇円	八三〇円	八三〇円	一〇〇円	三二〇円	三二〇円	七三〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	七三〇円	八三〇円	一、六七〇円	二、〇九〇円	三、五六〇円

スポーツセンター	区分	単位 (一時間につき)	利用料金の額
ワイヤレスマイク(ヘッドセット型)		一本	四一〇円

備考

- 1 その一の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。
- 2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。
- 3 午後六時から午後九時までの間に交流センターの用具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日